<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	承認事項変更の承認
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町地すべり等防止法施行細則第2条第2項

基準規定	美郷町地すべり等防止法施行細則第	2条第2項
	■設定 □未設定	
	○美郷町地すべり等防止法施行細則	
	(承認申請)	
	第2条 略	
		者が、当該承認を受けた事項を変更しようとす
	るときは、様式第2号による変更	承認申請書を町長に提出しなければならない。
 審 査 基 準		
参考資料		
	■設定 □未設定	
標準処理期間	30日	
備考		
設 定 5	平成 27 年 10 月 31 日	

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	行為の許可
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町地すべり等防止法施行細則第3条第1項

基準規定	美郷町地すべり等防止法施行細則第3条第1項
	■設定 □未設定
	○美郷町地すべり等防止法施行細則
	(許可申請)
	第3条 法第18条第1項の規定により許可(以下「許可」という。)を受けようと
	する者は、様式第3号による許可申請書を町長に提出しなければならない。
	2 略
審査基準	
参考資料	
	■設定 □未設定
標準処理期間	3 0 目
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	許可事項変更の許可
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町地すべり等防止法施行細則第3条第2項

基準規定	美郷町地すべり等防止法施行細則第3条第2項
	■設定 □未設定
	○美郷町地すべり等防止法施行細則 (許可申請)
	第3条 略
	2 前項の規定による許可を受けた者が、当該許可を受けた事項を変更しようとす
	るときは、様式第4号による変更許可申請書を町長に提出しなければならない。
審査基準	
参考資料	
	■設定□未設定
標準処理期間	30日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	許可期間の更新
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町地すべり等防止法施行細則第4条第2項

基準規定	美郷町地すべり等防止法施行細則第4条第1項・第2項
	■設定 □未設定
	○美郷町地すべり等防止法施行細則
	(許可の期間)
	第4条 許可の期間は1年以内とする。
	2 許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日前1月までに様
	式第5号による変更許可申請書を町長に提出しなければならない。
 審 査 基 準	3 略
参考資料	
<i>y</i> 3 X 11	
	■設定 □未設定
標準処理期間	30日
	許可期間満了の日前1月までに申請(4-2)
 備 考	
設定日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	閲覧の承認
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町地すべり等防止法施行細則第8条

基準規定	美郷町地すべり等防止法施行細則第8条
審査基準	■設定 □未設定 ○美郷町地すべり等防止法施行細則 (閲覧手続) 第8条 台帳を閲覧しようとする者は、様式第7号による閲覧請求簿に必要な事項を記入して、町長の承認を受け、その指示に従わなければならない。
参考資料	
標準処理期間	■設定 □未設定 1日
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日